



平成 30 年度

歳末たすけあい

地域・ボランティア活動助成事業

応募の手引き

(障がい者施設)

1 歳末たすけあい地域・ボランティア活動助成事業とは？

今後の社会生活の環境変化に対応した地域におけるたすけあいの気運の醸成を図るため、歳末たすけあい募金配分金を活用し、支援を必要とする人を支える地域活動の促進を目的とした事業です。

2 助成の対象となる活動

団体等が、地域において支援を必要とする子ども、高齢者及び障がい者等の支援を目的に、年末年始特有の特別な仕様により行う支援活動、及び同様の仕様で障がい者施設が行う地域との交流活動等が助成の対象となります。

※ 団体等とは

ボランティア団体やグループ、サロン等の通いの場、自治会、地区PTAなどの地域における活動団体、任意のグループ、子ども食堂運営団体及びそれらが共同した団体。

3 事業実施期間

平成30年12月1日（土）から平成31年2月28日（木）までに行われる活動が対象となります。

4 助成額

- ① 団体等が行う1事業に対し、3万円を限度に助成します。
- ② 子ども食堂運営団体が行う事業に対し、子ども食堂1か所につき年間1回10万円を限度に助成します。
- ③ 障がい者施設が行う地域との交流活動等に対し、1施設年間1回、基本額3万円に施設実利用者数に千円を乗じた額を加えた額を助成します。

5 助成の対象となる経費（対象となるものならないもの）

(1) 助成の対象となる経費

歳末たすけあい地域・ボランティア活動助成事業に直接要する経費。

(2) 助成の対象とならない経費

- ① 事務所等の維持管理に要する経費
- ② 人件費・団体等の構成員への謝礼金
- ③ 商品券・図書券などの金券
- ④ アルコール類

6 申請方法

募集期間中に必要な書類を社会福祉協議会に提出してください。

【募集期間（障がい者施設）】
平成30年11月26日（月）まで

7 申請の手続き

次の書類の提出をお願いします。

- ① 活動助成金交付申請書
- ② 活動助成事業収支予算書

8 助成決定と助成金の支払

助成の審査終了後、活動助成金交付決定通知書をお送りしますので、**活動助成金請求書の提出**をお願いします。

なお、助成金は前払いです。

9 実績報告

活動終了後、次の書類を提出してください。

- ① 活動助成事業実績報告書
- ② 活動助成事業収支決算書
- ③ 活動状況のわかる写真、新聞記事、チラシ等

※ ご提供いただいた写真は広報資料等に使用させていただく場合がございます。

10 助成額の返還

助成金受領後に、次のいずれかに該当したときは、既に交付した助成金の全部又は一部の返還をお願いします。

- (1) 助成金を使用しなかった、又はその支出額が予算と比べて著しく少なかったとき。
- (2) 助成する目的以外に使用したとき。
- (3) 事業を中止したとき。

11 主な事業例

No.	事業内容（例）	助成対象（例）
1	地域のサロン活動に普段参加していない人の外出機会の創出を目的にお楽しみ会を開催する。	・チラシ代 ・会場費・食材料費（アルコール類は対象外） ・余興などの講師謝礼 ・消耗品費（イベントの材料費、プレゼント代など） ・活動保険 ※スタッフへの謝礼等は対象外
2	地域の中で、支援を必要としているお宅へ行き、見守り・声かけを兼ねた年末の障子の張替え・電球取り換え・窓ふき・神棚の掃除を行う。	・掃除道具購入費 ・お茶代 ・昼食代（アルコール類は対象外） ・活動保険 ※協力者への謝礼等は対象外

No.	事業内容（例）	助成対象（例）
3	玄関先の雪のけができずに困っているお宅の除雪支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪道具購入費 ・お茶代 ・昼食代（アルコール類は対象外） ・活動保険 ※協力者への謝礼等は対象外
4	外出機会の少ない高齢者宅へ見守りを兼ね、有志の会で打った年越しそばを配食する。	<ul style="list-style-type: none"> ・会場費 ・材料費 ・活動保険
5	子ども達が、なかなか体験することがなくなった伝統行事を、多世代交流も兼ね開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・会場費 ・食材料費 ・講師謝礼 ・消耗品費（イベントの材料費、プレゼント代など）
6	子ども食堂が、広く地域に呼び掛けて多世代交流の目的で年末年始の特別な仕様による催しを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ代 ・会場費 ・食材料費 ・余興などの講師謝礼 ・消耗品費（イベントの材料費、プレゼント代など）
7	障がい者施設が地域に、案内をしていっしょに年末年始の催し物を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ代 ・会場費 ・食材料費（アルコール類は対象外） ・余興などの講師謝礼 ・消耗品費（イベントの材料費、プレゼント代など）

※ 恒例のまつりや催事の開催費用は対象外です。

12 スケジュール

項目		日程	備考
①	申請	平成 30 年 11 月 26 日 (月) まで	提出先 社会福祉協議会
②	審査・交付決定	平成 30 年 12 月上旬に助成金交付決定通知書を送付します。	
③	請求書の提出	期日までに請求書をご提出ください。	提出先 社会福祉協議会
④	助成金交付	平成 30 年 12 月中旬に助成金を交付します。	
⑤	実績報告書及び事業収支決算書	全ての活動終了後、1 か月以内にご提出ください。	提出先 社会福祉協議会

13 問合せ・書類提出先

三条市社会福祉協議会 地域福祉係
 〒955-0823 三条市東本成寺 2 - 1
 Tel : 0 2 5 6 - 3 3 - 8 5 1 1
 Fax : 0 2 5 6 - 3 3 - 3 0 0 4
 E-mail : sanjosyakyo-4@sanjo-syakyo.jp
 URL : <http://sanjo-syakyo.jp/>